

水道の使用開始・中止等に関する届出について

水道は、家ごと(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)に市へ届出をしてから使用することになります。

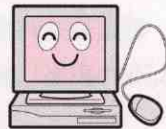
水道の使用を開始・中止する際は電話等で水道課にご連絡ください。



行田市水道課 ☎048-553-0131

なお、インターネットによる電子申請をご利用いただけますと、原則24時間365日いつでも手続きが可能です。

ご利用の際の詳細については下記の行田市のホームページをご覧ください。



<http://www.city.gyoda.lg.jp/11/05/11/densisinsei.html>

水道料金の口座振替のご利用のお願い

水道料金のお支払いは、簡単で便利な口座振替のご利用をおすすめしています。手続きは、水道料金の領収書、通帳及び通帳にご使用の印鑑をお持ちになり、各指定金融機関にてお願いいたします。(申込み用紙は、各指定金融機関にあります。)

指定金融機関は次のとおりです。

① 次の金融機関の本・支店

埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・足利銀行・東和銀行・群馬銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・熊谷商工信用組合

② ゆうちょ銀行・郵便局のうち、東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局(納付は納入期限内に限ります。)

③ 行田市内のほくさい農業協同組合各支店



休日・夜間納付窓口のご利用を

表のとおり水道料金お支払いのための休日及び夜間納付窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間窓口



年 月	開 設 日	
	休 日	夜 間
平成27年2月	1(日)	3(火)・10(火)・17(火)・24(火)
平成27年3月	1(日)・22(日)	3(火)・10(火)・17(火)・24(火)・31(火)
平成27年4月	5(日)	7(火)・14(火)・21(火)・28(火)
平成27年5月	3(日)	12(火)・19(火)・26(火)
平成27年6月	7(日)	2(火)・9(火)・16(火)・23(火)・30(火)
平成27年7月	5(日)・19(日)	7(火)・14(火)・21(火)・28(火)
平成27年8月	2(日)	4(火)・11(火)・18(火)・25(火)

場 所：行田市大字前谷1番地1 西部配水場(水道庁舎)
TEL.048-553-0131

時 間：休日 午前8時30分から正午まで
夜間 午後7時まで